

2024年2月29日

認定特定非営利活動法人メコンウォッチ  
特定非営利活動法人アユス仏教国際協力ネットワーク  
認定特定非営利活動法人 FoE Japan  
特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター  
武器取引反対ネットワーク  
御中

株式会社フジタ

2024年1月29日付で当社宛に出状いただいたミャンマーでのODA事業に関する質問状に関し、以下の通り回答させていただきます。

まず、質問1. にてお問い合わせいただいた人権方針の制定の見通しにつきまして、当社の親会社が2018年1月に制定した「大和ハウスグループ人権方針」に基づき、当社はグループの一員として、さまざまなステークホルダーの尊厳と基本的人権を尊重した事業活動を行っております。

質問2. にてお問い合わせいただいた人権デュー・ディリジェンスにつきましては、当社は人権デュー・ディリジェンスを実施してはおりませんが、本事業が雇用創出やインフラ環境の整備を通じてミャンマー国民の生活に貢献するものとして、日本政府、JICAと連携し、契約に従って工事を行っております。

質問3. 4. でお問い合わせの点に関しましては、当社として対象案件の実施に当たり、お尋ねのMyanmar Economic Holdings (MEHL)、Myanmar Economic Corporation (MEC)及び、その子会社からの調達を行った事実はなく、サプライチェーン上にも存在していない旨を確認しております。

また、質問5.の事業実施に当たっての安全確保に関しては、現地における最重要課題と捉え、各種対策を講じておりますが、当社としてミャンマー国軍や治安部隊による警備を要請した事実はありません。また、ミャンマー国軍や治安部隊による警備が実施されたことの認識もしてはおりません。ミャンマーでは現在も地域紛争が頻発するなど、非常に厳しい情勢が続いており、当社としても、JICAや本邦パートナー企業とも連携し、現地従業員およびその家族、その他の関係者の安全確保に留意しつつ、事業を遂行しております。

当社は、引き続き、親会社グループの人権方針に則り、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした国際的な人権規範に基づいた人権尊重を追求してまいります。なお、現地従業員及びその家族その他の関係者の安全確保並びに関係契約上の守秘義務の観点から、当社が把握している情報や人権に関する取組の全てを開示することが困難である点は、御理解いた

だきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、質問状で御記載いただいた通り、当社としてもミャンマーの人々が置かれた状況は非常に深刻であると認識しており、事態が早期に平和的に解決されることを切に願っております。